

第五十一回国
参議院文教委員会會議録第七号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)
午前十時二十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君
理事 北島 教真君
久保 勘一君
千葉千代世君
松永 忠二君

委員 玉置 和郎君
内藤三郎君
中上川アキ君
中村喜四郎君
山下 春江君
小野 明君
小林 武君
鈴木 力君
鬼木 勝利君
林 塩君

國務大臣 文部大臣 中村 梅吉君

政府委員 文部政務次官 中野 文門君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部省初等中等 齋藤 正君
教育局長 文部省大学學術 杉江 清君
局長

事務局側 常任委員会専門 渡辺 猛君
員

説明員 文部省大学學術 安養寺重夫君
局長教職員養成課

文部省管理局助 岩田 俊一君
成課長

本日の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) 今回、政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしたいと思います。

現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法は昭和三十三年に制定され、公立の義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について国がその一部を負担する制度を確立したものであります。以来、政府はこの制度のもとに公立文教施設整備の長期計画を立て、鋭意学校施設の整備につとめてまいりましたのであります。特に昭和三十三年に本法の一部が改正され、小学校及び中学校の建物に關し、国の負担の範囲を広げ、また校舎の工事費の算定方法を改めたことに伴い、その整備は一段と進展を見ることになったのであります。

今回は、さらに小学校及び中学校の屋内運動場の工事費の算定方法に關する現行制度を改善し、

これによりその整備を一そう促進し、かつ、学校体育の進展に寄与するため、この法律案を提出いたしましたのであります。

この法律案の内容は、小学校及び中学校の屋内運動場の新、増築または改築に要する経費にかかる国庫負担金について、現行は、児童生徒一人当たり面積を基準として算定することといたしてゐるのに対し、これを学級数に應ずる所要面積をもつて算定することに改めようとするものであります。なお、この法律の施行期日は本年四月一日からとし、昭和四十年以前に算定にかかる国庫負担金につきましては従前の例によることといたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(二木謙吾君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○松永忠二君 資料をひとつ要求しておきますが、要求した資料は確実に出してくださいね、聞いておくれじゃなくて。ここに出てくる小中学校の屋内体操場について、現実に実施をした坪数と建築費、これは昭和四十年度というところは、できればけっこうですけれども、そうでなければ、三十九年度でもいいですから、現実に小中学校の屋内体操場の建築した坪数と費用、それからその中で補助を受けて実施をした坪数と費用、これをひとつ。それから、この前は少し話をしたのですが、校地の用地買収の関係の資料、昭和三十三年、昭和四十年等に校地を買収した費用と、それに対して政府資金あるいは交付公債、繰越債でやった財源、そういうものを内訳をしたものと、それからもう一つは、第二次の公立施設の計画、この第二

次計画の中で社会増による計画がどういうふうに盛られているのか、これをひとつ。この三つですね。資料としてひとつ提出していただきたいと思う。よろしくごいますか。

○説明員 岩田俊一君) 承知いたしました。

○委員長(二木謙吾君) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) このたび政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げたいと思います。

高等学校は、今日におきましては中学校卒業者の七割をこえる者が進学しており、わが国の学校教育において、まことに大きな役割を果たしております。このような高等学校教育の重要性にかんがみ、先年、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律が制定された次第であります。この法律は、昭和三十八年度以降の中学校卒業者の急増に伴う高等学校進学者の数の増加に対処する必要があること、高等学校の教育課程の改訂に伴い、これを実施していくために必要な教職員定数を確保する必要があること、地方財政の実情にかんがみ、高等学校の設置等について国が一定の標準を示す必要があったこと等の理由により、公立高等学校の設置、適正配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準等について国の方針を策定し、規定したものであります。

この法律が右に申し述べました必要性に基づき制定されました経緯から、高等学校生徒急増期間

中のこの法律の適用につきましては、学級編制及び教職員定数の標準に関する経過的特例を設けることとし、昭和三十八年度の第一学年の入学者から昭和四十一年度の第一学年の入学者まで、法律の附則第五項及び第六項におきまして、学級編制の標準については本則によれば五十人、農業、水産または工業に関する学科等においては四十人であるところを五十五人、四十四人として、高等学校進学希望者の増加に対処できるよう配慮し、これに伴って教職員定数の標準については、その算定の基礎となる生徒数について所定の率の補正減を行なうこととしております。

ところで、昭和四十一年度において、すでに高等学校生徒急増期を終わって減少期に入る府県がかなり生じてまいりましたので、これらの減少期に入った府県につきましては、急増期間中の経過措置としての学級編制及び教職員定数の標準に関する特例規定を適用することは、その立法の趣旨にも沿わないこととなりますので、このような実情に対処するため附則規定に所要の改正を行なうこととしたのであります。

すなわち、これらの昭和四十一年度から高等学校生徒急増期を終わって減少期に入る府県のうち、減少の著しい府県につきましては、昭和四十一年度の入学者から学級編制及び教職員定数の標準について現行法附則の経過的特例規定を適用せず、本則どおりとし、また、それほど減少は著しくないが、かなり減少する府県につきましては、学級編制の標準を五十三人、農業、水産または工業に関する学科等においては四十二人とし、教職員定数の算定の基礎となる生徒数については現行法によるよりも低い所定の率による補正減を行なうこととする内容の法改正を行なうこととし、もって高等学校の教育水準の維持向上に資するため、このたびの一部改正法律案を提案いたすことにいたしました次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要でございます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いを申し上げます。

上げます。
○委員長（二木謙吾君） 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○委員長（二木謙吾君） 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

本法案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。
なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務次官、齋藤初中局長、杉江大学学術局長が出席いたしましたのであります。

○千葉千代世君 私は国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について質問いたします。学校教育法の第二十八条、それから第四十条において、小中学校に養護教諭の必置が規定されておりますけれども、それに加えて、同法百三条に、小学校、中学校に当分の間養護教諭を置かないうことができないという規定があり、また、同法第五十条二項に、高等学校に養護教諭を置くことができるという任意規定になっております。そのために、小中学校、高等学校の各校に必置されていらないことは御承知のとおりでございますが、この学校教育法を改正して、すべての学校に置くようにするために、養護教諭の養成について積極的に計画を立てるようというところについて、当委員会でも再三論議され、また、当局のほうにおいても格段の御配慮をいたしておられるわけでございますけれども、なかなか十分とはいえないのが現状でございます。特に第四十国会では、参議院文教委員会が政府の五カ年計画のことを約束されたわけでございます。これはこの前の、昨年の養成所を設置する法案のときにも、私、質問申し上げたんですけれども、どうもこの五カ年計画がなかなか実施されにくい現状だということ、ことしに入りまして再度調査いたしましたので、重ねてお尋ねしたいと思うんですが、これは御承知のよう

に、三十八年度から五カ年計画で約五千二百五十名の増員をはかると、そういうことでございまして、この五カ年計画案の提示の中で、とにかく三十八年度は二千名増員を約束しようではないか、一ぺんにということではできないから、五カ年計画の第一年度として二千名と、そういう意味で予算案の中には組み込んでいただいたように思いますが、けれども、実際にこの割り振りをする場合に、各地方にいけますと、きわめてあいまいで実効があがっていないというところでございまして、その証拠で見ますと、各地方で、養護の免状が足りない、困っている者がまだたくさんあります。いまいただきました文部省の資料の四枚目でございますけれども、「公立小・中・高等学校養護教職員数」という中に、養護教諭の免状を持っていながら任用がえできないでいる者、それから免許状でございませんから、当然、養護教諭という身分でいる者、こういう表が載せてございますけれども、文部省の資料で見ても、このとおり免状を持っておいて任用がえできないというのが千十二名、それから免許状なしでいる者が二千九百十二名と、こういうふうな情勢になっているのです。これは五年計画のそのときに明らかにしたことは、まず第一番に、二千名の方々を任用がえしていくという、これを重点にやろうではないかと、こういうお話であったと思えますけれども、まだまだ三十八年から三十九年、四十年、四十一年と、こういうふうな年度の途中でございまして、けれども、現にこのように任用がえできないでいる者がいる、こういうわけで、昨年の予算の計上ですが、今年度実施しているわけですが、その中で講習費を計上してくださった、これがたしか六カ年計画だと思いますけれども、実際には経費の関係で出にくいというものもかなりある。これは後ほど質問の中に入れたと思うんですが、これも、ちょっとこれを見ても、文部省の調査の三枚目でございますが、実施県名、会場、受講者、国費、県費、計と経費の内訳がございまして

が、これは国費のほうはあがっておりますけれども、県費を計上しているのはほとんど少ない、これはやはり文部省で組んだときに、県でも少し持っていた方がいいという方向で話し合ったと思うんですが、したがって、受講する方々は、ほとんどいっていいくらい個人負担で講習を受けているんじゃないか。その調査いたしましたところによりますと、その学校にある出張費とか、それから、あるいは市役所の方ですか、その出張費をもらえた方はほんのわずかである。中にはPTAの会費でいらつしやうしている方もある。それから一生懸命貯金していらつしやう、借金をしている方があつた。たいへんお骨折りの状態で、初めて講習費を計上していただいた。文部省に言わせると、いろいろ講習費の中で養護教諭の講習費だけは非常に利点が多いのだからということをやられた。その努力はわかりますけれども、現実にはやはり県の指導と、それから個人負担の問題、この点についてひとつお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣（中村梅吉君） それでは政府委員から。
○政府委員（杉江清君） 私どもも、こういう経費はできるだけ国費で負担することが望ましいという考えは持っておりますけれども、他の一般の講習会における扱い等の関連もありまして、なお、財務当局に言わせると、本人の利益になる点も多いのであるからというように、国としても、また県としても、なかなかそのような措置をなし得ない現状にあるわけでありまして。まあ今後とも何とか検討してまいりたいと思っておりますが、なかなかわかに御要望のとおりにはまいらぬという事情でございます。

○千葉千代世君 すると、この講習会は、ことしの予算も去年と同じに組んであるのでしょうか。
○政府委員（杉江清君） そのとおりでございます。
○千葉千代世君 そこで、この講習は、ことしはいつごろから始めるわけでございますか。それから、各県で講習、――二十県でしたから、大体二県に一票という割になっておりますね、で、こと

の場合、やはり同じ会場でしょうか。それとも県によって数が違いますね、これを見ましてもわかりますように、無資格者の多いところもかなりございますから、地域的にかなりアンバランスも出てくると思いますが、自分の県でこれをやりたいという申請があった場合には、それを許可するのでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(杉江清君) ただいま県のほうからの要望をとっておるところでございます。その要望にできるだけ沿って計画したいと考えております。なお、必要でありましたら担当課長から詳細にお答えいたします。

○千葉千代世君 実施時期は大体去年と同じ時期なんでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) お答えいたします。ただいま各府県にこの講習会の来年度実施の希望を聴取いたしております。大体やり方につきましては、本年度から向こう六年間、ほぼ同じ形、内容で実施をいたす予定でございます。あとは各府県で、どの程度の規模の講習会を予定されておるかということ、事前にわれわれのほうで承知いたしました結果、来年度の実行案をつくりたい、かように考えております。昨年はほぼ八月に多くの県が講習会を実施に行なっておりますので、来年度も時期は大体そのあたりに大半のものが予定されるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○千葉千代世君 これは政府の養護教員の充足の五カ年計画でございますから、そこに出席する講習者の費用というものについても少し配慮していただかなければいけないと思うのですけれども、配慮する気持ちはありますか。

○政府委員(杉江清君) 先ほども申し上げましたように、まあかつてこの種の講習会は旅費を公費で負担したときもあるものでありますけれども、それが漸次廃止されてきた。したがって、国で負担するということはなかなか現状においてはむずかしいと思うのです。県のほうで処置していただくことが非常に望ましいわけですが、どうも

その辺、まあ私のほうも他の講習会の関連もあって強くお願いすることもいかがかと考えておるわけでありまして、できるだけそういうふうな方向に向けていくようにわれわれは努力したいと考えております。

○千葉千代世君 この表を見ますと、二十一道県で行なわれて、二十六会場でございますね。その中で県の補助金を出したというのは福井県の一万円しかないのです。これは調査未定という意味なんでしょうか、それとも一万円だけしかほんとうにないのですか。

○説明員(安養寺重夫君) 福井県だけが県費を補助したというふうでございます。ほかの県は出しておりません。

○千葉千代世君 それについて、個人の講習に参加する費用とあわせて県費の支出方について文部省はどのような指導をしたんでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) 各県に對しましては、この講習会が文部省と府県の主催というふうでございます。本省のほうの国費の経費で一切の講習をまかなうというたてまえの予算を計上してございます。先ほどから御指摘のように、国費で組んでおりませんもの分というのは本人の出席旅費ということに相なるかと思うのであります。この点につきましては、市町村の職員であるというふうなことから、なかなか県費の支出が不可能であるというふうな話を聞いておりまして、また現実には本人の旅費を公費でまかなうという例は少ないのじゃないかというように推測もいたしております。文部省としましては、先ほど局長から申し上げましたように、経費の性質からなかなかむずかしい問題ではなからうか。一応われわれのほうでは、口頭で主管課長の公議あたりで、市町村でしかるべく措置をして受講できるようにというふうなことを指導していただくことは依頼しておりますけれども、その程度にとどまっております。

○千葉千代世君 これはやはりいろんな講習がございますけれども、資質の向上の講習であると

か、一ぱいありますけれども、これはやはり免許状をとって正規の職員に、養護教員にしていく充足の計画の一つだと、こういうふうな考えでいきますという、やはりこの費用の負担について本人が負担にならないように、重い負担で行っているのですから、その点がやはり考慮されなければならぬと思っております。というのは、免許状のない方々でございますとかなり俸給の低い方がいらっしゃる。その方々は、ここに講習会のあるたびに山の中から出てきて泊まって講習を受けるというふうなことになります。膨大な費用がかかるわけです。やはり養護教諭というこの資格を得るためにやる講習です。何とか個人の負担にならないようなやり方、それから俸給が幾らか多いにしても、やはり講習の性格として負担にならないように、国が持たないならば県に持たせるとか、あるいは県が持たないならば市町村に持たせる、つまり雇用者というものがそういう負担をして、みんなの力を一緒にして解決していきませんという、これは計画倒れになつてしまつてなかなかいかんじやないか。

養護教諭の養成上の問題に進んでいきたいんですけれども、まず第一に、現につとめている者から養成して出していくのと並行して、現にいる者の任用がえということが非常に重点じやないか、こういうふうな考える。特に僻地学校では一番困難な立場におりますので、重ねてこの点について今後の配慮のしかたについて答えていただきたい。文部大臣どうにお考えでございますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 実情はいま御指摘のございましたように、国も負担していませんし、府県もほとんどが負担してないような状況で、この点は講習を受ける者にまことにお気の毒であると思っております。趣旨としては私も今後改善をはかってまいりたい、かように思っております。なるだけこの講習を受ける者の負担がないように、その方向につとめてまいりたいと思っております。

画のその後の進捗状況ですけれども、たとえば私もが調査して先ほどお配りした中にも、それから文部省の調査の中にも共通して言えることは、たいへん配置がアンバランスになっているわけですね。ですから、これは進捗状況とあわせて、これはどういう理由によつてこうなっているのかというのをひとつお答えいただきたい。

○政府委員(杉江清君) この点も正確を期するために課長からお答えいたさせます。

○説明員(安養寺重夫君) お答えいたします。五カ年計画は三十九年度から四十三年度にまたがる計画でございます。約五千名増員をするという形に一応なっているわけでございます。三十九年度、これはすでにその結果も確認しておるわけでございますが、大学を出ました者で養護教員になった者、国立の一年課程の卒業生で養護教員になった者、この点についてはほぼ計画どおりについておるかと思ひますけれども、県府の養成機関を卒業した者で養護教員になった者の数と、現在、市町村におります養護職員と申しております。人たちの養護教諭への配置がえと申します。か、切りかえの措置というのにつきます。は、当初もくろみましたほどには計画の結果が出ていないんじゃないかという感じが率直にいたしております。向こう五カ年の計画でもございまして、そういう事態を考えまして、本年度から養護職員につきましては国が積極的に資格付与の講習会を実施をするというふうなことも着手をいたしました。たわけでありまして、できるだけ早くこの年度間におきまして計画された目標が達成できるように努力いたしたい、向こう五カ年の上にこれ以上の増員計画を確保するための努力ということの目標といたしましては、やはり今後大学を出した人で進んで養護教員になつていただくという数を多くしたいというふうな点の手当で、それから養護教諭の養成所がございまして、これに対する助成策を講じたいという点、これは、実は四十一年度予算に、公立の養護教諭の養成所に対して、設備費の助成をするというふうなことを考えてお

るわけでございます。なお、最もこの年間にあります大きな問題点としましては、やはり先ほどからお話ございましたように、現在、養護教諭と似た仕事をなさっておる養護職員、この方々に、資格のある人はさっすくに、また、ない人には勉強していただきまして資格をとっていただきまして、配置がえというようにことを大幅に推進をいたしたい。かようにいたしますれば、まずまず五千名増員ということの計画としては達成が可能になるのではないかと考えております。いろいろ問題に隘路がございまして、期待どおりいきますためには相当の関係者の努力が要求されるわけでありまして、今後大いにそういう点についてはいろいろ手だてを講じてまいりたいと思っております。

○千葉千代世君 いま三十九年から四十三年までの五カ年計画とおっしゃったのです。これが初めは三十八年から四十二年と、こういう五カ年計画であった。ところがその後養護所をつくらうという関係で一年ずらした。つまり五カ年計画に出ておった。したがって、ほんとうからいうと三十八年から四十二年までと、こういうことだと思ふのです。そうしてこの五カ年計画のおしまいは一体どうなるのだらう、五カ年計画が終わった最後の年——三十八年から四十二年だと、そのときに、小学校については九百名について一名、それから中学校については二百名について一名と、こういうふうな話だった。その後、定数の問題がございまして、そして変わってきたわけですが、限度政令によっても超過になつてゐる、山形とか、岩手とか、そういう県については別に首切りをしない、こういうお約束で進んでおった。そのことはいいんですけれども、肝心なその内容がちょっと沿っていかない。いまおっしゃったように、現在いる者の市町村支弁を切りかえていくとおっしゃったのですけれども、それも三十八年には全国で九十二名しかそれを切りかえてない。三十九年で百二名、四十年ではわずかに二名しか全国

で切りかえてないのですけれども、そちらのほうに、もし資料がありましたら、間違つたら指摘していただきたいのですけれども、そうすると、全然、二千名という増員という中の重心である市町村支弁の切りかえというものは、ほとんどできていないというのを私は把握しているのです。そういう観点であればこそ、講習会の費用を計上してくださつたのですけれども、その講習会も、先ほどからくどくど言つたように、費用の関係でなかなか出にくい、こういう条件があるわけなんです。それから、このアンバランスを解消していく一番の方法についてもお述べになつたのですけれども、とにかくこの一番先の現実の問題として、抜本的に考え直していく必要があるのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。少し本腰を入れてこの市町村支弁の切りかえに重点を置いていただいて、養護所と並行したらと思ふのですけれども。

○説明員(安養寺重夫君) ただいま御指摘でございます。また、当初、三十八年度から向こう五カ年の計画という動きが起りました。いろいろその実地に取り運ぶような計画を立てたわけでございますが、いろいろ問題がございまして、三十九年度義務教育の諸学校の教官の定数の手直し計画が立てられる際に、実は在来のいきさつを確認検討しました結果、ただいま法規にございまして御指摘の小学校、中学校それぞれの養護教員の定数というものの積算根拠というものが定数法に明らかにされたわけでございます。自今約五千、正確に言つと五千二百名ほどに相なるわけでございますが、この増員計画並びにそれに対する現実の充足計画というものを運んでまいつておりまして、国立養護教諭養成所の設置を本年度いたしましたし、また、来年以降につきましても、増設したいというのもその計画に沿う趣旨のものでございます。ただ、この三十八年度からの議論の発端には、現在すでに市町村に養護教諭の人と同じ仕事をやっている人が四千名もいる。こういう人の身分の安定をはかる、また、実際に資格を取つていただいた、養護教諭というポストを提供すると

いうことに意義があるというようなことが、実は当面の五カ年計画の充足部分に対する第一義的な問題であつたように記憶しているわけでございます。したがって、この点がうまいきましますれば、当面の養護教諭の充足計画というものはまず成功を見るというように相なると思ふわけでございます。ですが、御指摘のように、なかなかその進捗がはかばかしくございせん。いま数字をあけて御指摘がございましていただいても、われわれのほうで調べました結果で申し上げますと、昭和三十九年度は、養護職員から切りかえした実数が二百三十三名、四十年の場合はまだ現に進行中でございまして、その進行の段階における養護職員から切りかえるというところで承知しております。数が百三十六名というふうになつております。多少、これは本年の講習会等の結果を見まして、もう少し結果としては数がふえるのではないと思ひますが、いづれにしても、なお、これはさらにこの部分については努力を要する点でございませう。いろいろ調べますと、やはり免許状を有していないから、定数と人事というものが平仄が一致しないという問題がある、あるいは年齢的な制限と申しますか、支障がございまして、この際あらためて養護教諭という形に任用することが不可能である、困難であるという問題、あるいはせっかくそういう定数を提供するような人事行政の話に相なりまして、待遇の問題あるいは任地の問題、そういうようないろいろ隘路がございまして、いろいろそういうような制約が男子よりも多いかと思ふわけでございますが、こういう点をもう少しわれわれとしまして可能な限り行政的、財政的な措置を講ずることによつて、計画の遂行度を高めたというところを考慮しておるわけでございます。

○鈴木力君 関連。安養寺課長に一つだけ聞いておきますが、いまの年齢の制限で支障があるというところは、もう少し詳しく説明しておいてください。

○説明員(安養寺重夫君) ことは足りませんが、申しわけございませんが、一応、新規に教諭もしくは養護教員で採用するという場合に、各府県それぞれ年齢的なチェックをするような実態があるそうでございます。そういう点から、われわれのほうとしては、この際あらためて養護教諭に切りかえるというのをしないのだ、できないのだという話がこの計画の一つの部分にあるように聞いています。つづき、どの都府県が何歳というところは実はまだしきりに承知しておりませんけれども、この計画の隘路の一つだといふことで、かねてからそういうことを聞かされてゐるわけでございます。

○鈴木力君 重ねて。年齢の問題ですから。いまの答弁どうもあいまいなんです。各府県で年齢をチェックしているというふうな御答弁なんですけれども、それがこゝで切りかえる障害条件として、年齢的条件を出されるということになりますと、きわめてこれは根拠のない話なんです。そこで、いまのこの年齢の問題に限つて一つ伺いたいのですが、いまの養護教員が足りないという問題で、いかにして充足するかという議論をしているわけですね。そのときに、有資格者があつて、これを切りかえられればすぐにでも使えるという人があるのに、それを年齢的に——しかも聞いてみると各府県であるやに聞いているという程度のこと、そつちのほうは野放しにしておいて、足りない足りないといつて充足をしない。このことについては一考を要しないかと思ふのですが、この件について文部省としての所見を伺いたいです。

○千葉千代世君 それに関連して。あのときの約束があるのですけれども、そういうことがやはり議論されて、そのときに年齢だとか、それから給与の問題、切りかえるときの給与が安くなるからいやだという人も若干あるわけなんです。そこで、とにかくなりたくてもできないという一般の教諭、東京ですと三十歳以下でない採用選考を受けられない、こういう規定があるので困る、それは各府県を指導するからといつて約束とい

うか、特に足りないから特別なこと、現に東京都では四十八歳ぐらいの人も任用がえをしているわけだ。免状があつて一ぺんやめておつてなれた方、それから神奈川県、これはたしか四十歳だと思ひましたけれども、それから大分等、指導を素直に受けてやっておくところはそういうふうになるわけだ。ところが一般の教員が、県によつて違いますけれども、選考のこれは規則も何にもないけれども、内規ですか、何か話し合ひの中で三十歳以下でなきゃいけない、三十五歳以下でなければ新しく採用しないという、そういう線が引かれておるという県について、特例を設けるということができませんか。いま速記録をさがしているのですが、なかなか古いものだからなくて——三十七年にそういうふうになっている。その約束がどうかということ、鈴木先生のこととあわせていただいて……

○小野明君 いまの問題で、先ほどのちよつと関連でお尋ねしようと思つたのですが、講習の会場をこれは非常に、たとえば九州なんかを見てみますと四つしかない。資格のない方が四千名からおられるというのに受講者が千二百名しかないそうです。この点が、たとえばいまの年齢制限の問題とあわせて受講者にいろいろな資格制限を与えておるのではないか、この点もあわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(安養寺重夫君) 受講生の参加資格と申しますか、条件、そういうことについては一切私のほうでは制限というようなことは考えておりません。

○小野明君 そうしますと、たとえば制限があるとするば、それは文部省のほうの指導ではなくて県でやっているということですか。

○説明員(安養寺重夫君) 私のほうでは県のほうでそういうことをやっておるということは聞いておりません。

○鈴木力君 おかしいね。そのいまの資格と年齢と制限の問題、支障条件の問題で、課長は県でそういうことをやっているやに聞いていますと、それ

を支障条件といつたのでしよう。それといま小野さんからの質問は、これが会場ともからんで、講習を受ける資格にもそういう支障があるかということなんです。からんでるわけですよ。そこで、私はもうどういふことは申し上げませんけれども、養護教諭をふやそうとして努力をしているというところは、これは文部省の立場もそれから現場の立場も、どこの立場も同じわけなんです。そういうときに問題ですから、かりに県がある年齢をチェックして、そして切りかえをしないというふうなことを聞き込んだら、それが支障条件だと投げておく文部省こそ、ばくはどうかとも思ひます。そうじゃないに、文部省としてはまず早急に切りかえのために府県を指導すべきだと思ひます。そういう点をばきり確認をして次に進んでもらいたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 教職員の採用につきまして、府県によりまして、いま新規採用につきましてはいろいろな内規として制約を設けているという実情は、これは一般的にあるようでございます。それは従前の教職員の構成の問題、あるいはできるだけ新進有為の方を入れて、将来にわたつて教職員の構成というものをバランスをとっていくというところで、現実に即しながら府県の教育委員会は実施されておるものと思ひます。これは一般の教員の場合でございます。私も養護教諭につきまして、特に定数上の措置は十分にやる、しかし現実には未充足の県もあります。そういう場合には、できるだけ実情に即して充足をされること、いいと思ひます。で、先ほどの御質問にもございまして、旧標準法におきましては、養護教諭、それから事務職員その他の職員一本となつておりましたので、その県によつてアンバランスを生ずるということになりました。しかし、現行法におきましては、いわゆる仕切りと申しますか、養護教諭、事務職員それぞれ予定の計画に従つてできるだけ全国に不均等が起らないような間仕切りをいたしまして、それぞれ充足をはかるような措置になつております。しかし、

現実には、まだ全体といたしまして見るならば、約五百程度の定数に比較いたしますと未充足の状況がございしますので、ただいま御質問にありましたような点は、十分にその実態に即して府県の段階で処理されることを期待いたしまして、私どもとしては、この未充足が著しいというふうなところにつきまして制限を課するというような考え方は毛頭ございせん。

○鈴木力君 ちよつともう一つ、どうもくだいようで恐縮ですが、私の申し上げようとしてゐるのは、いまの局長の方針の中で、具体的な問題です。から具体的に答えてもらいたいわけですね。たとえば養護教諭として養護教諭の免許状は持つておるが、養護教諭の切りかえができない、その人がかりに四十歳をこしておたら年をとつてゐるから切りかえしないという県があるとすれば、これはもう直ちにでも解除するように文部省は指導すべきだ。それからまた三十歳以下にして講習会を受けたい、養護教諭になろうという人が、無資格で今日までこの仕事をずっとやってきた者が、年をとつたからお前は講習を受けて資格をとつて養護教諭をやつちやいけないういふ県があるとすれば、これもやはり今日までそういう仕事をやってきた熱意にもこたえなければならぬし、いまのような方針にもたえてそれは解除してやる、養護教諭にしてやつて、一番最後の問題はまた別の問題はあろうかと思ひますが、それは別の問題として、そういう処置を講ずるようには適切な処置を講ずるようにはしてほしいというのを申し上げておきます。

○政府委員(齋藤正君) よく府県の実態に即しまして不都合の起らないように指導いたしたいと、かように考えております。

○小野明君 先ほど質問をいたしました関係上、私も要望しておきたいと思ひますが、学校教育法を見ますと、「置かなければならない」と、こう書いてあるわけですね。ところが百三条で、「当分の間、これを置かないことができる」と、こういうふうにしてあるのですが、言われるように、やはりすべての学校に養護教諭を置かなければ

ならない、これが趣旨なんです。今度は二つばかり置かれる、設置するということですから、この間の充足というものは早急にはならなければならぬ。充足するというのは、いまのところを見ますという講習なんですね。先ほどの説明を聞いておりますと、希望するところをとつて、これこそ文部省はほんとうに充足をするということであるならば、むしろ積極的にお願いをする、たとえば福岡であれば長崎か都城、鹿児島まで行かなければ受けれないわけですね。これは、資格取得を要する者が四千名もおられるということですから、やはりそれぞれ便利のいいようにむしろ積極的に指導していくということ、そして補助も、たつたわずか五万円くらいですか、こういうことではなくて、さらに多くつけていく、こういうこととなり、むしろ積極的に、この有資格者といひますか、養護教諭を置くための努力がほしいと思ひます。非常に少ない講習会でも、そういう点を私も申し上げておきたいと思ひます。この点は局長なり大臣の答弁をひとつ。

○政府委員(杉江清君) 講習会の会場を受講者の便宜に応じてできるだけ多く設けるといふことは望ましいわけでありまして、で、今後ともこの点については努力したいと思ひます。ただ、経費の関係から、あまりそうにわかには早急にできがたい事情にはありますが、しかし今後努力したいと思ひます。会場設置県につきましては、これはにわかにはその数を広げるといふことは実際問題としてむずかしいので、これがあまり片寄らないように、適正な配置を見ますように実施の段階で努力してまいりたいと思ひます。

○千葉千代世君 この五カ年計画が終わつたらば、学校教育法の二十八条と四條の趣旨を尊重して一校一名必置と、これへ向かつていくという構想の中の五カ年計画、そういう意味で、その一校一名必置に持つていく、そのためには大抵いまの充足計画の中で見ますと、たいへんもの足りないわけなんです。で、私が伺ひたいのは、全国の学

校数、小学校、中学校に例をとって、この学校数は日本全部に養護教諭を配置していくと、そうすると、総数は何人で現在員が何人で、あるいは不足分が何人でもけつこうですが、これがいつ解消できるかと、こういうひとつ構想を明らかにしていただきたいのです。

○政府委員(齋藤正君) 現行の標準法は、養護教諭につきましては小学校が千人に一人、中学校は千二百人に一人というのを目標といたしておるわけでございます。したがって、四十三年度までの義務教育諸学校におきまして、この教職員の充足計画というものは、この線に沿って進んでいるわけでございますから、五カ年計画の数字、三十八年度から五〇〇を算出して充足するという計画はたいてい進んでおります。予算措置というものはたいてい申しした割合でございまして、これを換算いたしますれば、十二年度の規模の学校には一人は置かれるというふうに相なるだろうと思えます。先生御指摘のように、この四十三年度までの計画と申しますのは、あくまで標準法に定められているその規定に到達するための計画でございまして、さらに学校教育法の規定等ですべての学校に養護教諭を配置するかどうかという問題は、この四十三年度の到達目標を達成した以後検討すべき課題である、かように考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 その四十三年度の終わつた後に検討すべき課題とおっしゃつたのですけれども、そうではなくて、この五年計画のプランというのは、一校一名必置に持つていくための努力目標ですか、努力というところになるわけですか。それで、いまおっしゃつたように、一校一名ですから、学校によつては小さいところもあります。私どもはほんとうは分校にも必要だと思つております。分校も大事だと、こういうふうな考えでおります。かなり膨大な数字になりますけれども、いまのところ百歩譲つて一校一名、その中で、いま言つたように千名について標準法の一校一名を千二百について二名と、こういうふうな計算のしかたで充足していったら一番いいんじゃないかと思つております。

とにかくいまお述べになつたのですが、これは文部省の指定統計を見ますと、小学校が全国で二万五千七百四十五校、中学校が一万一千三百八十四校で合計三万七千二百二十九校あるわけですね。現在の不足しておる養護教諭、これは四十三年度の終つたあとの勘定をしておるわけですね。これは勘定しておかないと計画が立たないわけですね。そうしますと、現在の不足だけでも二万五千七百八十二、こういう不足が出ています。そうすると、いまの養成計画で見ても、全国で大体文部省の指定が四十五あるわけですね。国立でも三十七年に国立の五カ所の予算から三十八年度に三カ所、これは法律でなくてやつておつたわけですが、臨時設置法の法案としては四十年の国立二カ所、四十一年度国立三カ所、合計十三カ所あるわけですね。これらを合せて文部省の指定、各県にもございまして、それらを合せて現在の養成機関で四十五年で勘定していきますと、新しく今度できたものは三年後でなければ卒業できないから、次々追つて考えていきますと、これはとてつとも足りないわけなんです。全部これは卒業生が満ちるとして、そうして出て行つても全然これは数が足りないのです。そういうふうな考へていきますと、詳しい数字はいま省略いたしますけれども、養成計画のプランというものは大体どんなふうにお持ちになつておりますか、ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(杉江清君) 五カ年計画の養成計画につきましては、充足計画については、すでに申し上げておるところであります。この機関の養成にはあらためて申し上げますが、国立大学の養成課程修了者で約二百四十名、それから大学、短期大学卒業生で約百五十名、県立等養成機関の修了者で約三百四十名、それから養護教諭からの配置がえて約六百名、その他百人、こういうふうな一応当初は見込んでこの計画の実現をはかろうと思つたわけですね。ただ、御指摘のように、この養護教諭からの配置がえが期待どおり進んでおりません。この点については、今後十分努力をいたさなければならぬと思つております。で、ここで国立大学の養成課程の措置については、これは一年課程の者をふやしていくというよりも、国立においてはやはりこの養護教諭養成所を増設するというところに一その努力をいたしてまいりたいと考えております。なお、大学、短期大学、県立等の養成機関等における養成についても、先ほど課長からも申し上げましたように、県立等の養成機関に対しては何とか助成をするように努力してまいりたいと考えております。こういったところの養成計画の充実をできるだけ私どももお願いしてまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

○千葉千代世君 昭和四十一年度の予算には何カ所要求して――いま現実に予算に計上されておるのは三カ所ですね。何カ所要求しているんですか、どこどことどこですか。

○政府委員(杉江清君) 要求は六カ所の要求をいたしました。そのうち三カ所認められたわけでありまして、御存じのように当初計画は八つづくる計画を持っておりまして、そのうち二カ所にわたつて五カ所ができたわけでありまして、三カ所はぜひ早急にその実現をはかるつもりでおります。その、今後設置を予定している一所の設置予定の個所でございますが、これは一応の予定でございまして、実施にあつては変更することもあることとお含み願ひたいんですが、今後の設置予定としましては弘前大学、茨城大学、愛知学芸大学、大阪学芸大学、徳島大学、熊本大学、このうち今度設けられましたものを除いて、残りますのが茨城大学、愛知学芸大学、徳島大学、この三つでございます。

○千葉千代世君 残つたこの三つを来年やるといふ、こういう構想、それに加えていまの充足計画で明らかにしたようにたいへん足りない、もつとこれをふやしていく、まあふやすについていろいろ私どものほうにも要望がございまして、それども、とにかくこれをふやしていくという構想のもとに進んでいられつと、こういうふうな人数の多

いところのことは全然考慮してないわけですか。

○政府委員(杉江清君) この養成計画は全体の充足計画に沿つて計画するわけでございます。で、この五カ年計画終了後においてもやはり養護教諭の充実ということが私は計画されると思つたので、その線に沿つて養護教諭養成所も今後増加すると、こういう方向で努力したいと思つております。

○千葉千代世君 かなり多くふやしていただきたい、せんといふことはとても充足できない。そこで、ふやすについてやはり今度の法律――この法律にありますように三年養成の課程でやると、こういう予定ですか。

○政府委員(杉江清君) 当分の間は三年課程でやつてまいりたいと思つております。

○千葉千代世君 これは私、いろいろ直接養護の仕事に携わつていらっしゃる方々に伺つたんです。それから養成所をお出になつた方にも聞いたんですけれども、これは各種学校ということに、大体それに入るわけですね。それでたいへん困つておるわけなんです、もう一つ、今度の法律改正の中に各種学校を統一してとか整理してとかございまして、あの法律のどこにこれは当てるんですか。

○政府委員(杉江清君) これは法的には各種学校でございまして、特別な法律に基づいて設置されるものは各種学校の範疇からはずれておるわけでございます。だから、まあ特別の目的を持つて特に設けられた養成機関だと、こういうことでございまして、各種学校の規定の適用はないわけでございます。

○千葉千代世君 それならおかしいと思つて、さういふのは、これはちよつと話がそれますが、育英会法の改正のときで、たとえば養護教諭にも奨学金を貸し付けて返還免除と、この問題で法律を出したんですね、この前に。そのときに国立養護教諭養成所だけ適用になつたんです。さうではなくて、文部大臣指定の養護教諭養成所にもこれを適用してくれと言つたら、それは各種学校だから、いろんな美容学校とか何とか、やた

らに同じになっちゃうから、そっちでもこっちでも言ってくるからだめだということをおっしゃったんです。それじゃそれを取り消しますか。

○政府委員(杉江清君) 国立の養護教諭養成所は法律によって設置されているのでありまして、そのことのためにこれは各種学校の範疇からは入れないわけでありまして、公立の養成機関についてはこれは法律に基づく機関ではございませう。したがって、形式的には各種学校の範疇に入るわけではございません。これはいわば形式的な分け方、分類でありまして、その実態においては、法律に基づくものも基づかないものも非常に似た性格を有するものは持っているわけではございますけれども、法律としてはそういうふうにはつきり分けていないわけでありまして。

○千葉千代世君 養護教諭のなり手がなく、それをひとりで救う方法として奨学金の問題、これは看護婦さんの場合も保健婦さんの場合もあるわけなんです。そういうふうにしていろいろな手だてを尽くして人を集めている。ですから文部大臣の指定の養護教諭養成所であれば、これは奨学金の制度を適用するということ、こういう方向に考えてみたことはございせんか。

○政府委員(杉江清君) 先国会におきまして養護教諭設置法御審議の際に、公立の指定養成機関に育英奨学の適用をすべきである、こういう強い御要望がございまして、実はその線に沿って予算要求をいたしたのであります。しかし、この点、大蔵省の強い反対にあいまして、ついに実現を見なかつたことはまことに残念であり、私どもの微力を反省している次第でございまして。

○千葉千代世君 それではだいたい希望が持てたわけですが、この前には各種学校に類するからだめだと言ったのですが、実際に文部省としてはこれは要求をなされた。そうすると、これは大蔵省が悪い、一番悪い、そういうわけですね。そうすると、文部省はまたこれを予算に組んで、育英資金、奨学金、ことしはないようですけれども、

やはりそういう方向で進めていただきたい。これは要望しておきます。また新しい法律も場合によっては出したい、こういうふうな考えておりますので……

○松永忠二君 ちょっと関連。いま話が出ていた養護教諭が非常に少ないので、できるだけ養護教諭の任用もしていきたい、こういうことで、その問題で一つ出てきているのは、いまの話の育英奨学金を公立でもほしい。それからいま話が出てきている採用の場合の年齢制限というのは現実にはなされている。しかも、それは予算との関係で年齢制限をされている。ここにもちよつと私資料を持っていますけれども、六十五名の予算中、三十五名きり採用ができない。四十歳で制限している。今度は、ことしは三十歳で制限をしている。だから現実には年齢制限なんというものが予算との関連でなされて、現実には標準法できめられている定数だけを各地充足ができないという状況が出ています。それからもう一つ、免許法の切りかえという問題について、やはり前歴計算の問題でもっと換算の率を上げてくれとか、そういう措置なども検討する必要があるのではないか、この問題はどうかですか。まずひとつ予算の、さつき話が出ていたように、初中局長は、簡単に希望に沿うように、措置するといふ話だけれども、現実にはそれができるのか、できないのか。それから免許法の切りかえについて、経験年数の問題等で検討するものはないのかどうか。それからいま言うように育英資金の問題について、今後、公立についてはそういう措置をしていくという用意があるのかないのか。こういうことを一つずつはっきり確かめていかなければ、現実には、高等学校のたえば実習教諭などには資格を持っていなくても現実には定数のために事実上採用ができない。逆にこつちのほうは定数はあつても事実上養護教員の不足しているためにそれができないという逆な現象が出ているので、そのために必要な緩和措置というものを十分現実にとつていいのじゃないかというふうなことを考えるので、いまちよつとその奨

学資金の問題、育英資金の問題が出てきているわけですが、現実にはそれをやるのかどうか、できるのかどうか、年齢制限撤廃はできるのかどうか。免許法については何かやり検討して、経験年数の換算率などについて方法を考える用意があるのか。いまお話が出ていたように、これはもう千葉さんが非常に熱心に、五カ年計画を現実的に立てられても、これは現実には五カ年計画が期限どおり来ても充足できない見通しのほうが非常に多い。また千葉さんの話では、これが計画が終われば必置制に変わるということであつたが、いま初中局長の話では、そのときになつて検討するんだというのでございまして、ここにもちよつと、特にその点をばつきりお聞きをしておきたい。

○政府委員(齋藤正君) 最初に私へのお尋ねの点からお答えいたします。養護教諭の定数の問題、あるいはそれに伴う予算とそれから任用の関係について御質問がございました。先ほど申し上げましたように、旧標準法は教職員につきましては一本の立て方をしておりまして、これは府県によりまして事務職員というふうな点の充足を主としてはかつた府県もございまして。あるいは養護教諭のほうに重点を置いてはかつた府県もございまして。ですから出発の点からアンバランスであります。ですから、両者を考えました場合には、それで現在の制度といたしましては、プールでなくて、先ほど申しましたように、養護教員につきましては小学校については千人に一人、中学校については千二百人に一人ということ、四十三年度までの計画を立てて充足をしていくと、それが三十八年度の時点に比して五〇〇の増加になるといふことで、年次計画を逐年遂行しておるわけでございます。したがって、府県におきましては、そういう出発のときのアンバランスがありまして、これはある県にとりましては事務職員のほうが多くて養護教諭が窮乏なところもある。逆のものもある。したがって、国庫負担をするという限度の問題では、これは十分に余裕があつて、府県が置きさえすればそれだけにはちゃんと

負担の対象になるといふところであつても、それ以下の予算を組むという実情は、これは制度上起り得るし、また、養護教諭の非常に当初から多く置いたところでは、負担の限度以上に地方負担におきまして養護教諭を配置するということが起るわけではございません。これはある程度やむを得ないことで、出発のときからそういうことでございまして、また、地方の政策によりまして国の標準を越えて置かれるということ、ある職種について置かれるということ自体は、これは別に差しつかえないことでございまして。したがって、予算が少ないうえ、そこで任用上何人任用できるかという問題は起つてまいります。その場合にどういふ要素を加味して、まず予算上任用できるものをやうに思ひます。しかし、私が申し上げたのは、定数上未充足であつて、しかも任用しなればならぬという実態にあるならば、これは十分に活用できる。市町村の負担の職員といふものがあるならば、これは実情に即してどんどん切りかえていったらよろう。先ほど養成課長から御説明ありましたように、三十八年度九十二名だったものが翌三十九年度には相当数上がつてきておるといふ状況でございまして、その予算の範囲内において任用というものを促進していったらよろう。過度に、予算以外に、予算の枠内であっても、単に年齢でそれを押さえるといふことで供給源を封鎖するといふようなことがありましますならば、その府県の実態に即して私どもは指導をしてまいりたい、かように考えるわけでございます。

○説明員(安養寺重夫君) 養護教諭の資格の取得の件について御指摘ございましたので、簡単に現状を御説明いたしておきます。御承知のように、養護教諭は他の普通の教諭と同じように一級、二級の区分がございまして、一級はまあ大学を出た者、二級は短大を出た者、こういう者が取得するわけでございます。そのほかに、職種のたいへん特別なものでございまして、たとえて申します

と、保健婦である者はそのまま二級の養護教員の資格が取得できる、こういうような特別の制度も

別な文部省の指導というものがなされているのでありますか。

資金の問題とか、そういうふうな問題もあるし、あるいはまた前歴換算の給与の切りかえなどの問題

わけでございますから、府県といたしましては、これが現在の標準法のたてまえからいえば、こ

設けておるわけでございます。このような規定を教育職員免許法に書いてあるわけでございますが、このほかに免許法では、こういった学歴もしくは特別の職業上の免許の資格を取得しない人にも養護教員になる道を開くというような制度が設けてございます。御指摘の、いろいろ学歴の制限というようなお話がございましたが、昭和三十六年に法規の改正をいたしまして、現に学校で養護教諭もしくは養護助教諭と類似の職務内容を担当されておるといふような方々であれば、ある在職期間、ある単位数を取得されれば養護教員になる道を開くといふような形にしてあるわけであります。そうして、それらの養護職員である方々の資格と申しますのは、準看護婦の免許資格を取っておるとか、そういうような形を一応基礎に置いて考へておるわけでございまして、普通こういうような職業にお入りの方々であれば、一応、養護教員になる道は開かれておる。なお、高等学校を出しましただけの者でも養護助教諭という資格が一応認められておるわけでございますから、そういう形から養護教諭のほうへ、正式の資格を取得されるような勉強をしていただければ、その道も可能であるといふかっこうになっておるわけでございます。

○政府委員(齋藤正君) 文部省といたしましては、先ほど申しますように、標準法に定めます目標に向かひまして、経過的に年々養護教諭の増加目標をはかつておるわけでございます。これは国庫負担金の予算措置といたしましては、その計画に従つてやつておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたような経緯がございまして、昭和三十八年当時の状況と申しますのは、養護教諭が非常に充足しておる点もありますし、また他の職員員の充足に力を入れた府県もございまして、したがひまして、現状を見ますならば、各県によりまして養護教諭の充足状況はアンバランスでございまして、一つ問題がございまして、国の配置計画に従ひましてやつたものよりも、実数といたしまして未充足の数が、全国を通じて見ますれば、まあ過不足相殺して見ましても、なお五百人程度の未充足があるというのが現状でございまして、これらの点につきましては、国として定数の用意があるわけでございますから、地方におきましてもできるだけ任用等の促進をはかつて、この標準的な規模にまでは養護教諭の配置ができるようにしていきたい、こういうふうに考えるわけであります。

○松永忠二君 私 が言っているのは、そういうふうな点について、文部省が各県に養護教員の充足

題も支障があるけれども、そういう程度の支障ではなくて、府県のこういう問題に対する熱意の不足というものもあるのじゃないか、だから、こういうことについて積極的な指導は文部省としてなされているのかどうか。そのことがなければ現実にはいろいろ言ってみたところが、あるいはまたさっきお話の出ている市町村負担の問題について、市町村職員として市町村が置いているものもある。それを県に切りかえていきたいという問題についても、県自身としてはさっき言ったとおり、なかなか現実には予算が十分出せないために年齢的な制限もしていくという結果になってくるのだと思うのです。これは私は養護教員の数の問題は異常なものだと思ふのです。だからいま言う年齢制限があるなら年齢制限を撤廃する、あるいはまた給与の前歴換算なら前歴換算も具体的に多くする。それからいま免許法であなたがおっしゃったようなことが現実にとんどん行なわれてくれば、必ずしも充足は困難なことではない。養成機関をつくらなければそれが充足できないという問題でもないし、いま言うとおり、切りかえという問題が一番停滯をしておるというのだが、しかも予算的には予算は十分用意されている。これは国として用意はあるというのだから、よほどこ

ういう規模のところにはこういう教職員を配置すべきだということとは十分承知しておると思います。ただ一部に予算との関係で極端に困難なところが起こるというようなことがあるといたしますれば、それは他の教職員との関係におきまして、片方を押え、片方を多く持つというようなところも経過的には起こり得るのでありますが、先ほど申しましたように、とにかく国の計画といたしましては、四十年度におきましても、なお五百に近い開きが實際起こっておるのでございます。でございますから、この計画に従いまして足らない府県はなお十分に努力をいたしてもらいたい、かように考えるわけでございます。

○千葉千代世君 時間もなくなりましたので、二つだけ質問して次の機会に譲りたいと思います。これは文部大臣にお答えいただきたいのですが、いまの養成所は、年度の法案は三年の養成課程でございます。私どもとしましては、現実に学校の先生方とお会いいたしますと、やはり教員養成を四年制課程の中に入れてもらいたい、具体的にいえば、学芸大学の中に養護教諭というコースを設けてもらいたいという要望が非常に強いわけです。今度の養成所などの問題についても、文部省でも、ほかのほうはともかくとして、とても

○政府委員(杉江清君) 育英会の育英奨学の対象をできるだけ広げるということについては、先ほど申し上げましたように今後とも努力いたしたいと考えております。

について特に要望をしてきているのですが、現実
にこのいま言ったような、限度政令がぐあいが悪
くて、教職員定数をむしろ上回るといふようなこ
とはあるとしても、標準定数にも満たない文部省

これは府県が本腰にならなければ、現実問題としてこれはそういう措置だけでは十分充足できないのではないか。いま約束されたようなことを実行されるような指導が強力になされているのかどう

この点について一生懸命やっていただし、大蔵省を納得させるためにずいぶん骨を折っていたことはよく知っているのですが、ただ肝心なこの四半制の問題について、いろいろ

○松永忠二君 いま初中局長の話ですがね。お話のように、この養護教員の定数を充足させていくために、いま言ったようなその予算的な一つのワクでもって切りかえを制限をしていかねばできない、あるいは任用が十分できないとかいうような点を考え合わせてみると、これはやはり予算的な拡大ということを考えていかなければ、現実にはそういうことは実行できないというようなふうに私たちは思うのですが、こういう点については特

としての予算措置がしてあるのかかわらず、それすらも充足ができないという状況は、これは異常なものだと私は思うのですよ。むしろ標準定数は非常に低過ぎるから、標準以上の数を各府県に置いていきたい。それについて限度政令のワクをはずしてほしいというような気持ちが相当強いときに、標準定数の予算措置されているものすら地方が置かれていないということについては、さつき申しました切りかえの問題とか、あるいは育英

か、このところを初中局長に伺っているわけです。
○政府委員(齋藤正君) 法律をもって標準を定め
ておるわけでございます。その標準に向かって努
力すべきことは、あらためて行政指導を待つま
でもなく、法律自体の精神だろうと思ひます。ま
た、実際に私ども予算を組みましたならば、あら
ゆる職種についての負担金といたしましてはそこ
までやっている。その財政計画におきましても、
それは裏打ちさせているということを説明をする

文部省のそれぞれの方に話し合ってみましたけれども、どうもそれは非常にむずかしいようです。これは三年にしたのでから、これくらいにして——そんなに四年制に入り手がありますかなんて心配してくださっておりませんが、しかし、教員としての本来の使命を果たしていくということ、四年制の課程の中にこのコースを置いて免許法の改定をやっている、そういう作業の中で養護教員についてどういふふうに考えているかという

ことを風の便りに聞いたんですけれども、今度のことははずされていくことなんでしょうが、それとおりなんですか、どうでしょうか、答えてください。そのことを一つ答えていただいて、それから文部大臣に四年制の養成課程のほうを全力をあげてやっていただく意思があるのかないのか、その点。

○説明員(安養寺重夫君) 現在、養護教諭の資格は、大学で四年特別の単位をとるということで、学士になり、養護教諭一級の資格、短期大学において二年のうちでやはり同様の単位をとり、二級の養護教諭の資格、こういうものが取得できる道がすでに講じてあります。お話を点は、この二月に、文部省にありますが、教育職員養成審議会が、教育職員の免許なり、免許法改正について文部省で建議が出まして、この建議の中には、養護教諭の資格取得の方法について特に触れた点はございません。現在、事務局におきましても、その点についてはなお検討いたしておるという段階でございます。

○国務大臣(中村梅吉君) 私にお尋ねの点、お答え申し上げたいと思いますが、御承知のとおり現在在は充足に追われておる段階でございますので、御指摘のとおり大学に付置いたします養成所は三年間ということになっておりますが、この充足の進行度合いに応じて、将来は御期待に沿うような方向に検討すべきものと思いますが、現段階では、とにかくできるだけ人員養成を、人数をふやしていきたいというのが切実な問題で、先ほども松永さんからも御指摘があり、御論議がございましたが、政府としての予算措置の人数にもまだ充足されない面が相当にあるような現状でございますから、何とか私どもとしまして、この五カ年計画にありまします目標に向かいまして、人員の充足を期してまいりたいというのが当面の問題でございますので、お話を点はそれに引き続いた問題として検討することにはいたしたいと思っております。

○千葉千代世君 これは工業教員養成所は、三年制でつくりましますときに、短大でもないし、大学で

もないから困るという意見がずいぶんあって、最後に、三年卒業して今度は四年に、大学に行くときにはそのままだと上がれるというような方法を講ずるということと、一応落ちついたわけですね。この養護教諭の養成所の三年制のときも、その点はどうかといったとき、今後考えるところは、この四年制の養成課程をつくらせていくという前提の中で尋ねておるわけですね。そういうふうになればその点は考慮するということであつたのですが、やると約束なさつたわけではないのです。しかし、現実には学校にためていく場合に、養成所ですつといきますね、片方は短大出、それから四年制の大学出と、こうなつてまいりますと、仕事の内容について、養護教諭の任務について別に卑下するわけじゃないけれども、学校の中にもいいますと、短大でもなし、あれでもないということになつてしまつと、かなり精神的にも影響していくのじゃないか。いま短大とおつちやつたのは国立ではないわけですね、ありますのは東大の看護科ですか、そこは四年制で学士がもらえ、あとは短大の、県に少しあるようでございますけれども、やはりこれは正規の教員養成機関というふうな、正規ということばはどうかわかりませんが、一般の教員を養成する課程の中の養護教育コースというふうな、こういう点からぜひ積極的に設置の方向に努力していただきたいと思つております。

そこで、ちよつと戻りますけれども、文部省のこの調査の中に、大学卒業の方々の年度別の就職状況、その他ございましたが、この私のお配りいただいた調査の中に、養護教諭養成機関、この四十五の機関の中で、四十年の大体系生と養護教諭の推定表がそこにございますけれども、それを見ていきますと、定員に対して生徒数がやはり足りないですね、文部省の国立のほうを見ていきますとやはり足りない、このことの中にかなりあれが、大学であればあるという、私は大学であらうが何であらうが本質には変わりはないと思つていただけます、しかし、現実には世の中がこ

ういう状態になつて、学校に職を置く者として、教員構成のバランス等を考えていった場合、やはりこの希望をいれて、養護教諭の一級なら一級、二級なら二級、あるいは短大、四年制と、こういう方向でやっていただきたい、そういう点で入所を控えている方があります。いま申しましたように、四十五の機関で、大学で定員千二百八十五、生徒数が千二百二十二、パーセントになると八七・三、養護教諭を志望する方は六百十五名でございます、いまして五四・八、多くなつてゐるのです。そうすると、約半数近くの者がどこかに逃げていつてしまふのではないかと、こういう点がかなりございまして、これは看護婦の免許状と関連してゐるのです。養成所問題において、第一回目は、看護婦の国家試験を受けた方が免許状を持って、高等学校を卒業して三年制の養成課程を済んだ者に一年養成を施して、養護教諭の一級をやるというのを国立で二回やつたのです。それでも大学と同じに学歴がいつてゐるのですけれども、出ていくと養成所ということになつてしまつと、こういうふうになりますから、まだ保健に対する一般の概念がかなり薄いのです、方々の国と比べて、そういう場合には行政的な面で身分を補つてあげるといふことは大事ではないか、こういう意味で特にその点希望しておきます。

もう一つの質問ですが、養成所をおつくりになつていただいて、去年、私、質問のときに、養護教諭の実際の経験を持った者を指導のメンバーにしてもらいたい、したほうが実績が上がると、こういうことを質問しておいたのですが、その点について今度の養成所の設置の中で予算が減つておりますね、一、一、一になつております。教授一、助教一となつております。助手は去年は二であつたわけですね。実際に入余地がないようだし、その点どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○説明員(安養寺重夫君) いまお話を八つの国立大学にございまして一年の養成課程の問題でございますが、これは当初はなかなか希望者がなかつた

のでございまして、最近では入学定員を満たすというところまでまいりまして、これ自体としては養護教諭の養成として効果を發揮しておると考えております。そういう点、あるいは三年制度の養護教諭養成所をどうするかという将来の問題につきましても、なお、大臣からお話し申し上げたような検討問題ということでございます。なお、本年度三カ所に国立養護教諭養成所を増設する予算を審議していただいております。お話ししますが、その部分で、助手の定数が、お話しのように一名になつておるわけでございます。昨年は二名でございました。これは本年度、北海道と岡山、養護教諭のスタート後に、教官並びに事務官の定数の再検討をいたしました。教授三、助教三、助手三というふうな完成目標を立てようというところになりました関係から、本年度二カ所の養成所につきましては、助手がすでに二名、したがつて、あとは一名、それから来年度スタートします三つの養成所は、今後毎年一名ずつという形で、全体計画の定数をきめようというふうになりましたので、予算的にはその点が昨年と本年と不等になつております。なお、こういった助手等の具体的な人事の問題でございますが、昨年もいろいろお話がございまして、実は岡山ではそういうふうな人事が実はできたのでございまして、来年度設置いたします三つの養成所を含めまして、先般いろいろ打ち合わせをしたわけでございますが、やはり看護その他のこの方面の経験のある方々を採用されるのがいいんではないかというふうなお話は私のほうからもしましたし、岡山のほうから特に御主張もございました。御指摘のような点は今後にかけてうまくいくように努力いたしたいと思つております。

○千葉千代世君 努力していただくのはたいへん嬉しいことです。しかし、現実にはいままで設置したところで、北海道なら北海道の養成所、これはここにたいへん優秀な方がおつて、その方がかけ持ちで非常勤講師でいらつしやいます。そう

いうふうにいっていらっしゃる方、それから茨城でも、これまた優秀な方が講師になっていつているわけです。講師ですから年齢に制限はないわけですね。この中で操作をしなければならぬこと、こういうわけなんです。

○説明員（安養寺重夫君） 二つ問題がございました。

指導的な役割りを果たした方で、これはと思うような方が一ぱいいるわけです。そういうような方を活用していただくということも大事じゃないか。特に養護という学校の教員でございますから、養護の専門を持った教員でございます。ですから、実際に養護教諭の経験のある方がそこに一人入っているといないではたいへんな違いがあるということですが、私たいへん大きな資料で拝見したのですが、きょうは時間がなので全部これは省略いたしますが、その点について、ここではっきり指導方針として、この養成所には養護教諭の経

て、一年過程の養成コースを置いている八つの大学の場合には、これはすべて、その大学の保健担当の先生等が主になりまして、講師手当を積算をいたしましたして、いろいろ関係者を呼びしている。それから養護教諭養成所はこれは官制をもちまして、そこに固有の職制をつくりまして、その人事につきましては、いま申し上げたとおりでございます。専任の教官のほかに、予算的には非常勤講師の手当てが相当計上してございます。そういう点については、八大学の一年コースと同じような取り運びをするということになっております。

○千葉千代世君　これはぜひひとつ来年度予算の

針を出してもらいたいということ、これはお医者さまもいつていらつしやるし、教授の方もやつていらつしやいます、何といったって、現場の経験を踏んだ方にはこれはかなわないです。一々例をあげると、ほかの教授をくさすようになると悪いですから、私は常識がないと思われるからやめますが、そういう意味で専門の方を配置していただきたい、これは切にお願いをするわけでございます。

のがずいぶんございます。たくさん授業を持って

お話でございまして、そのようにぜひいたしたい
と思います。なお、その際、国立養護教諭養成所
の教官の人事のことに関連いたすわけでございま
すが、これは教育職(一)の俸給表の適用を受ける。
すなわち大学相当の資格者ということも選考基準
になっておりますので、そういう点とかみ合い
のできるだけいい人がくるように、これは当該養
育者が何人というのがございすけれども、授
業を持つ持たないの論は別にしまして、授業して
おる者は超勤等の実態調査の勤務量の中にいれな
いということをご各県で指導しておられるのです。
そういう問題等ございすけれども、きょうは時
間がございませんで、次に譲りたいと思つてお
ります。

私の質問はこれで終わります。

たしたいと思います。

○千葉千代世君 講師の場合はいいでしょう。

○説明員(安養寺重夫君) 非常勤講師のような場合でございますれば、まず相当ということで、多少、弾力的に運用ができるかと思っています。

○鈴木力君 ちよっと関連させてください。あと、この問題はたくさん問題があるから、この次にまた質疑の時間があるようですから、この次に私もいろいろお伺いしたいことがあるのです。そのためになんと基本的なことを少し伺っておき

たい。それは、いままでもいろいろな議論をされま
したけれども、学校教育法の二十八条、そこにも
ありますように、「小学校には、校長、教諭、養
護に應じて充実をしていこうという精神であつた
ろうと思うのです。したがって、養成のほうも現

護教論及び事務職員を置かなければならない。」と、こうあって、あとで、百三条に、この規定にかかわらず「当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。」と、ここで救済しておるわけです。この法律の考え方なり読み方なりを、これは大臣にちよつとひとつ伺っておきたいのです。それはきょう、いままでこの問題が議論をされておる答弁等を伺いまして、齊藤初中局長はもっぱら標準定数法が法律だと、そこに基準を置いたような答弁をしていらつしやる。これはそのように、現状ではそういう問題であることはわかるのです。それから五カ年計画は五カ年計画でござい

すけれども、私どもやはりそれをもつと努力をしたいだけないだろうか。それから先ほど松永委員からも御指摘がありましたように、県としても国の予算措置があるのにかかわらず、あるいは人材がないためか、あるいは熱意に欠けておるためかわかりませんが、目標だけの養護教諭を置かない県もあるというような状況でございますから、これらについても人材がどうしても得られなければ別であります。得られる限りは努力をするように、文部省としては関係の都道府県に強力に行政指導をする必要があると、私そう痛感しておるわけでございます。いずれにしても、本則が

はつきり定められておるのでございますから、で

やはり学校という一つの機能上からいったら、校長と教諭と養護教諭で、養護教諭は当分の間置かなくてもいいという規定を設けたのは、この法律ができますときは直ちに充足するだけの養護教諭がなかったから、したがって、充足する場合には直ちに置くべきであるがという意味の救済規定だと思ふ。ところが、この法律ができてからもう二十年になろうとしておるのに、その救済規定のほうが主たる議論になって、それが基盤になったようにみるだけ短距離に、速度を早めて本則に向かつていくことは、当然この法律の精神だろうと思ひますので、私どもとしましても、この点につきましては今後とも努力をし、また関係官にもそれを囑擧してまいりたいと思つております。

○鈴木力君　いまの大臣の御答弁、大体わかるのですが、要するにこの本則が必置制である、各学校に養護教諭を一人置かなければならないという必置制である、これは教諭と養護教諭との間に教

育的には前後の差別はないという、これは確認い

定数法にしてもそうだと思います。千人に一人だとか、千二百人に一人とかいう、これはあの定数法をつくるときに、回りの事情等からは一応わかるにしても、しかし、それが基準になって五六年計画とか養護計画というものができておるわけですが、まずこの法律の考え方を大臣に伺つておいて、それをもう少し聞いておいてこの次にまたおただいたと思ひます。したがひまして、私はこれは県予算の都合上、当分の間置かないことができるという、法律の解釈ではなしに、該当する教員が、発足したときは養護教諭という制度は初めてでありますから、そういうところから出ている、こういうふうなひとつ確認したいと思ひますが、それでよろしゅうございますか。

○國務大臣（中村梅吉君）　まあ問題は人材の養成

○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘の百三条の緩和規定は、おそらくその当時、全面的に置くということとは原則であるけれども、本則どおりにやりたくもそういう養護教諭または職員になっていたかどうかような人材が養成されていない。その養成の進み具合は、いろいろあると思います。人材の養成機関を設けてまいりますのについて、財政上の関係ももちろんあると思いますが、急にいまあ拡大困難であるということもあると思いますが、しかしながら、養成に極力努力をし、そうしてできるだけ、現在、看護

婦さんも非常に不足しているそうですから、そういう方面に引つ張られる可能性もありますが、できるだけいまのような授業料の徴収猶予とか、あるいは一定期間就職していただければ徴収猶予を免除に切りかえるというような制度を活用いたしまして人材の養成につとめてまいりたいと、かように思っております。

○鈴木力君　くどいことを申し上げるつもりはございませんけれども、少なくとも今日は財政という問題を気にしていないと、あとがたいが悪いと思つて、局長、だいぶ心配なさるその気持ちもわかりますが、しかし、もしさき私が言いましたように、教諭なり養護教諭なりというのが教師としての、あるいは学校という機能からいっても差別がないのだ、必要な、必置しなければいけないのだ、こういう前提に立ちますと、もしこのときに人材があつておれば、財政は当然そこは処置されていなければならぬ法律だと私は思うわけです。それは財政的な都合があればということからいきますと、たとえば小学校の教員がああいう定数になつてゐるけれども、財政がないからということになれば、学級数の半分でも間に合うというやうな理屈にやや似たやうな考え方になつてくる。やはりこの教育というものは最低必要限度というところで養護教諭を望んでいるのですから、がしかし、いますぐ四月一日から全部必置せよとは申し上げませんけれども、そういう立場で文部省はこの問題には取り組んでいただきたいと思ふのです。

そこでもう一つだけお伺いしますが、そういう立場に立ちますと、齋藤局長は、いまの標準定数に立つと、四十五年ですか、そこまでの間に充足をしておきたい、その時点で考えとおっしゃつたけれども、ちよつと私はその時点で考えるという時期はおそいと思ふ。必置制という立場に立ちますと、あの標準法をつくつたときにはこうであつたけれども、いまからもう準備をするということをはつきりしてもらわないと、いまの大臣の法律の考え方とはちよつと違つてくる、消極的に

なり過ぎると思ふのです。それで、そういうことや、いまの養成制度の問題等もあわせて一つだけ私は伺つて、あとこの次なおこまいことを伺いたいのですが、一体、文部省は、いま現在の養教が配置になつておるこの数から推してみて、各学校に必置という一つの原則規定を考えた場合に、この養成所の計画と、それからいまの講習会や五カ年計画やあるいまの構想は、何年たつたらこの原則が充足されるとお考えになつておりますか、それを伺いたいわけです。

○小野明君　関連。その四十三年度五カ年計画の終了日までに学校に置かなければならないという数はもうきまつておるわけですが、どれくらい充足するのか、それをひとつ出してもらいたい。

○説明員(安養寺重夫君)　先ほど来、私のほうで御説明いたしました大学卒業者を含める就職、あるいは新たに国立の三年制の養教養成所を増設していく計画、これは一応現在の時点における五カ年計画の充足というのが主でございます。それを実行しながら今後の増員計画にどのように対応するか検討したいという御説明をしましてまいつたわけでございますが、と同時に、四十三年度のこの計画の終了時期におきましては、公立の小中学校で約一万五千名という形に相なるわけでございまして、これは現時点における公立小中学校の校数の百分比からいいますと、ほぼ四五〇に該当する形になるわけでございます。

○鈴木力君　そういうことになりますと、四十三年では四五〇、しかしこれも、いまも年齢という話、さきさきありましたけれども、養護教諭の人にも退職勧奨なんか相当強硬に行なわれている節もありますから、いまの安養寺課長のように四五〇にはならないわけです。ただ、そのあと、本則規定ができて、いまの大臣のやうな考え方に立つて二十年たつて、この法律を満たすにはあと何年かかるかという計画がまだないということになりますと、ほんとうにこの養護教諭という必要性を文部省がどの程度に熱意を持っておるかということとは疑わしくなるわけです。少なくともこの法律は、

「当分の間」というのは一体何年を意味するものやら、教育ということが一番重要だ、重要だということとは、あらゆる機会に政府も重要だと言つていらつしやる。特に保健なんという問題は最近特に重要な課題に入つておるわけです。そういう時期に、この法律を満たす計画なり予想のついでにないということになりますと、私はこの養成所を出したくたいは、これはほんのわずかのその場のしぎであつて、まだまだ文部省の熱意が足りないやうな感じがしてならないわけです。もしこういう話を伺つたら、あるいは親も相当がっかりするだらうし、養護教諭はもろろ、ない学校は相当暗い感じを受けると思ひます。でありますから、少なくともこの次の委員会までに、やはり文部省、これを充足するためには、直ちにこれは予算が伴ふことであるから、いきなりは言えないことであるけれども、実行という面から言いますと、しかし、いろいろな面においては、やっぱり討議をいたしたい、ある程度のはやばりお示しをいただきたいと思ひます。そうでなければ、この法律の考え方とやつていらつしやることは、まるで将来に責任を持たないやうなやり方であつて、とても頼りにならないやうな感じがいたします。そういうことを伺つておいて、この次に

な伺いたいと思ひます。

○小野明君　私も要望があります。私も各学校に必置しなければならぬというこの本則の趣旨から考えますと、いま鈴木委員が言いますやうに、やっぱ標準定数の立て方自体に誤りがあるのではないかと思ふのです。それで、五年間のこのままですつと置いていくというまあ御趣旨のやうですけれども、もちろんそれでも四五〇、一万五千人、やっぱ学校単位でこれはいってもらわなければならぬ問題でありますから、標準定数をさらに検討をするのかどうか、この辺も次に御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君)　学校教育法の本則で必置を定めて、附則で「当分の間」としてそれを緩和しないし排除しておるということでございますか

ら、いままで、いま御質問ございましたやうに、標準法自体が学校教育法に反するという問題では私はないだらうと思ひます。もし附則なかりせば、おっしゃるやうに、標準法は現時点で両方をかみ合せて置いてみたらかしいじやないか、こういう御議論になると思ひます。そこで、それではこの本則というもののついでどう考えるか、附則の「当分の間」というものをどう考えるかというところは、まさに財政あるいは教員組織というものを、どこからどういふやうに重点的になお改善をはかつていくかという立法政策の問題だらうと思ふのであります。これは当時におきましては、養成の問題もございまいし、また財政の問題もございまいしたでしよう、また、これは原則として置くけれども、極端な小規模学校においては一体どういふやうに考えようか、いずれも教育の問題もありませんけれども、財政的には効率的であるかというやうな種々検討すべき問題があるやうかと思ひます。たとえば小規模学校につきまして、普通の教職員にありまして、非常に小規模学校にありましては異なつた学年の者を同時に教育するといふやうなことも便法としてあるわけでございますから、これらの点は将来にわたつて検討すべき課題だと存じまして、私どもは現在の段階ではまず標準法の目標を達成することにいま全力をあげたい、かように考えておるわけでございます。

○鈴木力君　私の言つてゐるのは、標準法の法律違反とか、そういうことは言つてゐるつもりはない。ただ、いまはしなくも齋藤局長から出ましたやうに、私はこの養護教諭という職種に対する認識が文部省は違ふんじやないかということをおし上げてゐるのです。さきさきから、たとえば小規模学校で異なつた学年を同一の教師が持つということの是非という問題と、それと養護教諭を配置するかしないう問題と、それと養護教諭を認めるかしないう問題と、私は養護教諭に対する認識が足りないんじやないかという考えを持つのです。つまりそういう小規模学校の、さきに申されたこの

一つの教諭の仕事が、現に二人あればいいところが一人という考え方が財政との関係であるわけだ。しかし、そこに学校という教育の機能を果たさなければならぬという問題と、同じ職種の場合に、全部欠けていいという問題と、同じ職種の人が何人か足りないという問題とを同じに考えているところと、この養護教諭に対する認識が足りないんじゃないか。だから、財政というのが頭にきたり、あるいは救済規定が先のほうにきてしまつて、本則が二十年もほこりをかぶっている。政府がそういう認識に立てば、当時、憲法にない自衛隊ができたとき、絶対必置だという認識に立てば、財政というのはそういうときに出現してこなければならぬ、私はそれが政治なり行政なんだと言っているわけだ。その認識に違ひがあれば、同じ教員と同列の定数の中にあるとすれば、どこか欠けることもしようがないということも理論が成り立つし、そういう立場に立つて今日まできているんじゃないか。だから、いままでは前進じゃないか、手柄だろうというお話をちよいちょい承るわけだ。それはいままでと比べれば確かにふえた分は手柄だろうけれども、しかし、本則なり養護教諭なりといういまの教育の仕組みという問題の発足した当時のほんとうの認識がなければ、いまのようないろいろなことが出てくるんじゃないか、こう申し上げるわけだ。だから、いまだ考え方を変えても、来年度からの予算はどうしますということは私も要求いたしません。しかし、いまのような考え方で当分はこれをやるんですというので、その他はもう考えません、こういうことであれば、本則というのは何年一体ほこりをかぶせて置く気なのか、学校ということは一体どうなのか、養護教諭という任務はどうなのかというのを、あらためて議論しないければならぬときにきているんじゃないかということをお願いするわけだ。その過程で養護教諭の養成なり、あるいは現在いる無資格の人の養成教諭の資格なり、充足なり、そういうことに向けるわけながら議論をしていき、前進をしていかなければならないということをお願いしているわけだ。

○国務大臣(中村梅吉君) 結局私も感じておりますことは、人材の養成が先決問題で、養成の度合いの進行に伴つて本則に早く近づけていくことがわれわれのつとむべきことであらうと思つております。そこで、この資料を見ましても、いままではなかなか定員だけの入学者がなかったという経過をたどつてきているようですが、昭和三十七年、八年、九年と、だんだん改善されて、三十九年のころにはやや近いところまで志願者が出てきておるようでありますが、今後はひとつできるだけこういう養成施設ができたなら、養成施設の定員をオーバーするだけの志願者があらわれるようにして、そうして養成を拡充していくというたてまえを追いかけること以外にはないと思つたので、幸いいままでの数字を見ましても、三十七年あたり、あるいは三十八年あたりは三十名の定員に対して三名しか志願者がないというところもありましたが、だんだん改善されて、三十九年はややこの定員に近いところまでできておりますから、やっぱりこういうことは世間一般の養護教諭に対する関心なり認識というものを大いに深めながら志願者をふやし、そうして人材の養成に力を入れるというようにいたすべきことかと思つたので、いづれにいたしましても、法律で本則が定められて、当分の間、緩和規定が置かれておるというものが基本でありますから、その精神にのっとりてまいりたいと思つております。

○小野明君 先ほど申し上げました標準定数法で、千人なり千百名でくくるというのは実態に合わないんじゃないか、だから、そのくくりをさらに小さく細くして定めていく計画はないのかということをお尋ねいたします。そこを間違えないように。

○政府委員(齋藤正君) 繰り返して恐縮でございますが、この養護教諭その他の職員の充実改善ということは将来努力すべきことであらうと思つた。ただ、いま四十三三年を目標といたしまして計画を立てて、そうして実施しているわけでありま

すので、まだ、いまの段階では私は四十三年の目標、これも相当努力を要することでありま

すから、これに従つてまず努力を傾注したいというこ

とを申し立てるのでございまして、養護教諭がな

お現在定められているものよりも、御質問にあつ

たように、もっと小さい範囲のくくりでだんだん

に改善されていくということにつきましては、も

ちろん異存はございませんし、そういう方向で検

討すべきものと考へておるのであります。

○委員長(二木謙吉君) 他に御発言がなければ、

本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたし

ます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(二木謙吉君) 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域における公立の小学校及び中学校

の学級編制及び教職員設置に関する特別措置

等に関する法律案(小野明君外六名発議)

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関

する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関

する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関

する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関

する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関

する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定め、もつて産炭地域における義務教育の水準の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接し、当該不況による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地学校」とは、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

(学級編制の特例)

第三条 市町村の教育委員会が産炭地学校の学級編制を行なうに当たり従うべき一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第四条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人以内
	二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十人以内
中学校	すべての学年の児童で編制する学級	十人以上
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級	十人以上

同学年の生徒で編制する学級
二以上の学年の生徒で編制する学級
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級

三十五人以上
二十人以上
十人以上

三十五人以上
二十人以上
十人以上

三十五人以上
二十人以上
十人以上

三十五人以上
二十人以上
十人以上

三十五人以上
二十人以上
十人以上

三十五人以上
二十人以上
十人以上

(教職員の設置の特例)

第四条 産炭地学校には、もつぱら児童又は生徒

外八名

紹介議員 西田信一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡鹿北町鹿北町長 最上仁喜平外三十八名

紹介議員 園田清光君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四一号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪市東淀川区三國木町三ノ二二 二 楠岡重明外二十六名

紹介議員 中山福藏君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四二号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(八通)

請願者 岡山県浅口郡金光町大字占見新田二、五七二 久戸瀬虎市外百三十五名

紹介議員 秋山長造君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四三号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪市西成区東入舟町三六 山尾広助外二十六名

紹介議員 赤間文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四九号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 岡山県浅口郡金光町大字占見新田二、六六七 鍋谷澄枝外百二十九名

紹介議員 木村睦男君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇五八号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 愛媛県松山市清水町二ノ四ノ九 三好ヒサエ外七名

紹介議員 豊田雅孝君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇五九号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(五通)

請願者 京都市左京区吉田河原町五精華女子高等学校内 高屋定由外四十二名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六〇号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町三ノ四ノ四 浪滝嘉代子外八名

紹介議員 増原恵吉君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六一号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 兵庫県加古川市東神吉町 小西勇外十七名

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六二号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 栃木県今市市大谷向一、三六四 連田朝香外百四十三名

紹介議員 植竹春彦君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六三号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 宮城県古川市引田字上大井 菅原栄悦外十七名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六四号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 奈良県宇陀郡榛原町 菅谷鈴恵外二十五名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六五号 昭和四十一年三月五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(八通)

請願者 富山県東砺波郡井波町井波 綿貫民輔外六十六名

紹介議員 櫻井志郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六六号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 札幌市南一条西一三丁目 長谷川亮外五名

紹介議員 西田信一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六七号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 兵庫県伊丹市伊丹字平松町二ノ一八 村田善治郎外十七名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六八号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(五通)

請願者 広島市吉島木町八五七 横町忠士外四十四名

紹介議員 玉置和郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇六九号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 滋賀県大津市中央四ノ四ノ二四 田中ふみ子外四名

紹介議員 奥村悦造君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇八五号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪市東住吉区田辺木町八ノ一五 丸山喜久外二十六名

紹介議員 赤間文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇八六号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(八通)

請願者 岡山市北方九八八 仁熊憲一外百二十名

紹介議員 矢山有作君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇八七号 昭和四十一年三月七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(十一通)

請願者 栃木県足利市田中町一ノ三八七 田部井文江外八十七名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇八九号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 札幌市北一四条西二丁目 島木花子外七名

紹介議員 西田信一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇九〇号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 大阪府城東区布屋町二七 貴志幸一 外十六名

紹介議員 赤間文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇九一号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪府松原市向井町四〇七 矢野恒外二十五名

紹介議員 中山福藏君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二〇〇号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 香川県善通寺市生野町 氏家貞子 外十七名

紹介議員 横山フク君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二〇一号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 広島市猿橋町二ノ四 深山美智恵 外二十六名

紹介議員 中津井真君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二〇二号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市太寺四ノ三三 和田令一 外十七名

紹介議員 岸田幸雄君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二〇三号 昭和四十一年三月八日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(七通)

請願者 岡山市上伊福東町一ノ二四九 横田晴子 外百二十三名

紹介議員 近藤鶴代君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二一一号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 札幌市平岸三条三丁目 江指栄太郎 外七名

紹介議員 西田信一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二一二号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪府東住吉区田辺木町八ノ二 桑野文雄 外二十五名

紹介議員 赤間文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二一三三号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪府河内市若江北二〇ノ一 棧藤東高等学校内 伊賀節郎 外二十六名

紹介議員 中山福藏君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二一八号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字大原間四〇ノ一六 渡辺一男 外六十五名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二一九号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(十通)

請願者 山形市緑町三ノ一八ノ五 土門悦治 外九十名

紹介議員 伊藤五郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一一四七号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町白川住宅一五号 堤正之 外四十九名

紹介議員 剣木亨弘君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二四八号 昭和四十一年三月九日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)

請願者 北海道深川市花園町四丁目 浦武四郎 外三十二名

紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二五五号 昭和四十一年三月十日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪府東区大阪城内修道館内 井上孝外二十六名

紹介議員 赤間文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二五六号 昭和四十一年三月十日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 大阪府富田林市東板持四七九 石田太市郎 外二十五名

紹介議員 中山福藏君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二五七号 昭和四十一年三月十日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 兵庫県水上郡春日町野山 山本林太郎 外八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二七九号 昭和四十一年三月十日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長井町三 槐本玲子 外八名

紹介議員 河野謙三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一一八〇号 昭和四十一年三月十日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(三通)

請願者 奈良市八島町二四二 今里磯江外二十四名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇二一号 昭和四十一年三月四日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(二通)

請願者 兵庫県宝塚市中山寺山内七 葛野豊外百九十九名

紹介議員 光村喜助君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十一年三月五日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 北海道静内郡静内町字春立 永井孝外三十二名

紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四五号 昭和四十一年三月五日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 長野県須坂市太子町六三三 田中信司 外六十四名

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十一年三月五日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 高知県高岡郡窪川町平串四二六 窪田実外六十四名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一〇四七号 昭和四十一年三月五日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 福岡県久留米市山本町耳納三〇八

紹介議員 弥永法子外六十四名

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二一〇四八号 昭和四十一年三月五日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(五通)

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ五ノ一四

紹介議員 田中茶恵子外三百九十二名

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二一〇四九号 昭和四十一年三月九日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(三通)

請願者 神戸市長田区池田谷町二ノ一兵庫

紹介議員 県立長田高等学校内兵庫県高等学

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第二一〇五〇号 昭和四十一年三月八日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(四通)

請願者 千葉市作草部五三二 石井晴男外

紹介議員 二百二十六名

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二一〇五五号 昭和四十一年三月八日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(四通)

請願者 神奈川県平塚市新宿一、〇九二

紹介議員 国分純子外三百四十四名

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第一一〇二二号 昭和四十一年三月四日受理

教育予算増額に関する請願

請願者 青森県八戸市鮫町棚久保一四 丹

紹介議員 野とし外三百四十二名

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第一一〇二三号 昭和四十一年三月四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 岡山県英田郡大原町議会議長 船

紹介議員 曳芳夫外一名

昭和四十一年三月二十八日印刷

この請願の趣旨は、第一一〇〇号と同じである。

第一一二七号 昭和四十一年三月九日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(三通)

請願者 神戸市長田区池田谷町二ノ一兵庫

紹介議員 県立長田高等学校内兵庫県高等学

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第一一四九号 昭和四十一年三月九日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(五通)

請願者 福岡市下月隈六六〇福岡市月隈小

紹介議員 学校内 佐藤金二郎外四名

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第一一三〇号 昭和四十一年三月九日受理

産炭地教育振興に関する請願

請願者 福岡県田川市霞ヶ丘 山本直文

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一三二号 昭和四十一年三月九日受理

産炭地教育振興に関する請願

請願者 岡山県倉敷市川西町二ノ三 藤原

紹介議員 秀夫

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一三三号 昭和四十一年三月九日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(三通)

請願者 東京都府中市新町一ノ二一ノ九

紹介議員 西家慈外五十九名

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一三三三号 昭和四十一年三月九日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(三通)

請願者 愛媛県松山市東長戸町七一九 松

紹介議員 岡文一外五十九名

昭和四十一年三月二十九日発行

の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」に

強く反対する。

理由

二月十一日を建国の日とすることは、

一、歴史的に誤りであり、科学的な歴史研究と

その成果を踏みにじるものである。

二、日本国憲法の精神に反する。

三、正しい歴史教育の基盤を破壊し、誤った歴史

観、国家観を国民にうえつける。

第一一三三三号 昭和四十一年三月九日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(三通)

請願者 千葉市三角町七六二 後藤和民外

紹介議員 五十八名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一三四号 昭和四十一年三月九日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願

請願者 岡山市津島岡山大学西宿舎S一〇

紹介議員 近藤義郎外四十三名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一八五号 昭和四十一年三月十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町二ノ四八〇

紹介議員 荒居敏雄外十九名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一八六号 昭和四十一年三月十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(一通)

請願者 愛媛県松山市東長戸町七一九 松

紹介議員 岡文一外五十九名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一八七号 昭和四十一年三月十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(一通)

請願者 神奈川県鎌倉市山ノ内一、二七五

紹介議員 三上武男外七十一名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一八八号 昭和四十一年三月十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

反対に関する請願(五通)

請願者 埼玉県秩父市中町一、六一六 小

紹介議員 出啓次外四百五十九名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十一年三月九日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 徳島市万代町一丁目徳島県学校栄

紹介議員 養士会内 黒岩よりえ

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。